

広島県建築物防災週間(令和8年度上期)について

1 要旨・目的

既存建築物の適正な維持保全の促進を目的に、県及び各特定行政庁において、広島県建築物防災週間にかかる取組を実施する。

2 現状・背景

建築物防災週間は、広く一般の方々を対象に、建築物に関連する防災意識の普及や防災関係法令・制度の周知を図るなど、建築物の防災対策の推進を目的とした強化期間として全国的に年2回実施している。

3 概要

(1) 実施主体

県、広島市、呉市、三原市、尾道市、福山市、三次市、東広島市、廿日市市
(建築確認事務等を行っている県及び8特定行政庁(県は、8市以外の市町を管轄))

(2) 実施期間

令和8年8月30日(日)から令和8年9月5日(土)まで

(3) 場所

広島県全域

(4) 実施内容

ア 防災査察の実施

建築基準法に基づく定期報告について、未提出・未是正となっている建築物を重点対象として消防部局と合同で防災査察を実施し、改善の必要があるものには指導を行う。

イ 建築物防災相談窓口の開設

各建設事務所建築課内、広島市各区役所建築課内、広島市以外の各特定行政庁建築指導主管課内に建築物防災相談窓口を開設し、既存建築物に対する適正な維持保全の指導や防災に関する相談を受ける。

ウ 広報

(ア) 懸垂幕の掲示

(イ) 実施主体各市の広報誌への掲載

(ウ) 啓発用パンフレットの配布(各実施主体の窓口での配布)

(エ) 広島県ホームページへの掲載